第一項の表二四三の項を次のように改める。

243	削除

三十七　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七九の項及び八〇の項を次のように改める。

79	削除
80	削除

第一項の表八四の項を次のように改める。

84	削除

第一項の表八六の項を次のように改める。

86	削除

第一項の表八九の項から九一の項までを次のように改める。

89	削除
90	削除
91	削除

第一項の表九四の項を次のように改める。

94	削除

第一項の表九六の項を次のように改める。

96	削除

第一項の表九九の項を次のように改める。

99	削除

第一項の表一〇三の項及び一〇四の項を次のように改める。

103	削除
104	削除

第一項の表一〇六の項を次のように改める。

106	削除

第一項の表一〇八の項を次のように改める。

108	削除

第一項の表一一〇の項を次のように改める。

110	削除

第一項の表一一二の項から一一五の項までを次のように改める。

112	削除
113	削除
114	削除
115	削除

三十八　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一〇の項から一一二の項までを次のように改める。

110	削除
111	削除
112	削除

第一項の表一一四の項及び一一五の項を次のように改める。

114	削除
115	削除

第一項の表一一八の項及び一一九の項を次のように改める。

118	削除
119	削除

第一項の表一二一の項を次のように改める。

121	削除

三十九　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

第四項の表八四の項を次のように改める。

84	削除

四十　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項及び五の項を次のように改める。

4	削除
5	削除